平成２３年（フ）第６７７号
神奈川県鎌倉市手広１丁目10番25号
債務者　菅原　和夫
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小山　昌人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月30日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６７８号
神奈川県鎌倉市手広１丁目10番25号
債務者　菅原　峰子
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小山　昌人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月30日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５０９号
広島市安芸区矢野東２丁目３番16―1401号
債務者　天畠　　進
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　健太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月29日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３４号
広島市東区温品３丁目16番８号　レジデンス岡田Ａ―202
債務者　平松　　歩
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　甲斐野正行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６０号
広島市安佐南区上安５丁目３番４―506号　県営
債務者　廣林　和子
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　健太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月27日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９８号
長崎県長崎市若竹町49番30号　久保貸家、住民票上の住所長崎県諫早市多良見町佐瀬1284番地
債務者　清水　邦子
1　決定年月日時　平成23年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永岡亜也子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月３日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５７１号
大津市茶戸町５番２号
債務者　森田　行雄
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀田　直美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月３日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６３３号
横浜市金沢区大道１丁目57番１号　ワイズフラッツ101
債務者　仁岸宏一郎
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北田　幸三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月１日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６号
兵庫県明石市小久保５丁目16番地の２　ハイム三味西306号、旧住所兵庫県明石市大久保町高丘７丁目８番地　80棟403号
債務者　瓦谷　雅浩
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福元　隆久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月21日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２２４号
沖縄県沖縄市字古謝1010番地３
債務者　田場　盛勇
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南部　篤史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月31日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１８号
函館市日吉町４丁目23番12号
債務者　吉田　　忍
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１１９号
北海道北斗市追分１丁目17番３号
債務者　飯田　裕美（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１２４号
函館市中島町29番８号
債務者　澤口　美紀（旧姓戸崎）
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１２６号
函館市堀川町８番８号
債務者　滝　　洋子
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１２８号
北海道二海郡八雲町山崎140番地１
債務者　東　　輝子
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第５８号
群馬県館林市堀工町1366番地の３
債務者　鷲尾　一道
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１２７号
福岡県築上郡築上町大字越路1198番地２
債務者　長部　　敏
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第２０号
福岡県行橋市大字辻垣548番地プレジュール行橋Ｃ203号
債務者　松岡　秀典
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係